

7. 内政干渉に対するプーチン政権の警戒心の強まり－市民権に対する規制強化？－

1. 2011 年 12 月下院選後の「不正のない選挙のために」運動

2011 年 12 月 4 日に投票が行われたロシア連邦連邦議会国家会議（下院）議員選挙は、従来の下院選挙と同様、おおむ公正に実施されたにもかかわらず、改選前から下院に議席を有していた「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、「公正ロシア」、ロシア自由民主党以外の政党が議席を獲得できなかったこともあって、投票日翌日から、「不正のない選挙のために」運動が首都モスクワを初め全国の主要都市で繰り広げられ、下院選では政権側による不正・投票結果の捏造が横行したとの情報が SNS 等により拡散され、日米欧のメディアもそれらの情報を数多く取り上げた¹。

プーチン政権は、この「不正のない選挙のために」運動が起きたこと、そしてそれが日米欧のマスメディアによって増幅されていく状況を目の当たりにして、こうした運動が、2003～4 年のジョージアの「バラ革命」や 2004 年のウクライナの「オレンジ革命」のように、外国からの内政干渉と結びつくことに、あるいはすでに結びついていると推測されることに、強い警戒心を持ったと考えられる。その結果、プーチン政権は、2012 年の 6 月から 7 月にかけて、「無届け集会・デモに対する罰金の引き上げ」および「外国機関の職務を遂行する非営利団体」の規制強化についての法律を採択したと考えられる。

2. 無届け集会・デモに対する罰金の引き上げ

上記のことから、プーチン政権の警戒心は、政治運動が外国からの内政干渉と結びつくことに対する警戒心であって、政治勢力の競争や、国民の政治的意志の表明の手段としての集会やデモそれ自体に対する警戒心ではない、と考えられる。したがって、プーチン政権が、野党の存在それ自体を敵視しているとか、集会やデモそれ自体を強く規制しようとしている、と考えるのは必ずしも正しくない。

以下に見る、無届け集会・デモに対する罰金の引き上げに関連した法改正について、日米欧の報道では、政権批判を押さえ込むためにプーチン政権がデモや集会の規制を強化し、市民的自由を抑圧するための法改正がなされたと伝えていた。

では、実際のところ、この法改正はどのようなものだったのか、実際の法律の修正部分を見てみよう。

この法改正は、正確には、2012 年 6 月 8 日付『『ロシア連邦行政法違反についてのロシア連邦法典』および『会合、集会、集団示威行動、集団行進、ピケッティングについてのロシア連邦法』の修正についての連邦法』²（以下、「2012 年 6 月 8 日付修正法」という）の制定のことを指している。

まず、この「2012 年 6 月 8 日付修正法」は、「ロシア連邦行政法違反についてのロシア連邦法典」第 20.2 条の旧第 1～3 項（取り消し線部分）を削除し、新たに第 1～7 項を補足している。

第 20.2 条 会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの組織または実施について定められた手続に対する違反

第 1 項 会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの組織について定められた手続に対する違反は、組織者に対して 1,000 ルーブル以上 2,000 ルーブル以下の行政的罰金の賦課を伴う。

第 1 項 公開行事の組織者による、会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの組織または実施について定められた手続に対する違反は、本条第 2～4 項の定める場合を除いては、一般市民に対しては 10,000 ルーブル以上 20,000 ルーブル以下の行政的罰金の賦課または 40 時間以下の義務労働を、公務員に対しては 15,000 ルーブル以上 30,000 ルーブル以下の、法人に対しては 50,000 ルーブル以上 100,000 ルーブル以下の行政的罰金の賦課を、伴う。

¹ 2011 年 12 月下院選後の「不正のない選挙のために」運動については、拙稿「下院選から大統領教書、そして改革へ？－2011 年 12 月下院選に対する『不正のない選挙のために』運動の意味とその影響－」『ロシアにおけるエネルギー・環境・近代化』（財団法人日本国際問題研究所、2012 年 3 月）を参照。

² http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_130936/

~~第2項 会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの実施について定められた手続に対する違反は、組織者に対しては1,000ルーブル以上2,000ルーブル以下の、参加者に対しては500ルーブル以上1,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課を伴う。~~

第2項 公開行事の実施の通知を定められた手続で提出することなく、公開行事を組織し、または実施することは、本条第7項の定める場合を除いては、一般市民に対しては20,000ルーブル以上30,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課または50時間以下の義務労働を、公務員に対しては20,000ルーブル以上40,000ルーブル以下の、法人に対しては70,000ルーブル以上200,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課を、伴う。

~~第3項 核施設、放射線源、核物質または放射性物質の貯蔵所の至近距離内において、許可なしにおこなわれる会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの組織または実施、ならびにそうした活動に対する積極的な参加は、それが上記施設職員による職務の執行を困難にさせ、住民および環境の安全の脅威となる場合には、1,000ルーブル以上2,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課、または15昼夜以下の行政的拘留を伴う。~~

第3項 歩行者もしくは交通手段の通行を妨害する、または領域（施設）の収容基準を超過する結果を招く本条第1項および第2項の定める行為（無為）は、一般市民に対しては30,000ルーブル以上50,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課または100時間以下の義務労働を、公務員に対しては50,000ルーブル以上100,000ルーブル以下の、法人に対しては200,000ルーブル以上500,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課を、伴う。

第4項 人の健康または財産に被害を与える結果を招く本条第1項および第2項の定める行為（無為）は、それらの行為（無為）が刑事罰に値する行為を含まない場合、一般市民に対しては100,000ルーブル以上300,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課または200時間以下の義務労働を、公務員に対しては200,000ルーブル以上600,000ルーブル以下の、法人に対しては400,000ルーブル以上1,000,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課を、伴う。

第5項 公開行事の参加者による、会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの実施について定められた手続に対する違反は、本条第6項の定める場合を除いては、10,000ルーブル以上20,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課または40時間以下の義務労働を伴う。

第6項 人の健康または財産に被害を与える結果を招く本条第5項の定める行為（無為）は、それらの行為（無為）が刑事罰に値する行為を含まない場合、150,000ルーブル以上300,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課または200時間以下の義務労働を伴う。

第7項 核施設、放射線源、核物質および放射性物質の貯蔵所の至近距離内において、許可なしにおこなわれる会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの組織または実施、ならびにそうした活動に対する積極的な参加は、それが上記施設、放射線源、貯蔵所の職員による職務の執行を困難にさせ、住民および環境の安全の脅威となる場合には、50,000ルーブル以上300,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課、または15昼夜以下の行政的拘留を、公務員に対しては200,000ルーブル以上600,000ルーブル以下の、法人に対しては500,000ルーブル以上1,000,000ルーブル以下の行政的罰金の賦課を、伴う。

次いで、「ロシア連邦行政法違反についてのロシア連邦法典」第20.18条が以下のように修正されている。取り消し線部分が削除され、下線部分が補足された。

第20.18条 交通妨害

交通の組織的妨害、または同様の交通の妨害への積極的参加は、~~2,000ルーブル以上2,500ルーブル以下の行政的罰金の賦課、または15昼夜以下の行政的拘留~~一般市民に対しては50,000ルーブル以上100,000ルーブル以下の、公務員に対しては150,000ルーブル以上300,000ルーブルの、法人に対しては200,000ルーブル以上500,000ルーブルの、行政的罰金の賦課を伴う。

これらの修正は、要するに、罰金の引き上げであるが、これまでの500ルーブル（当時のレートで日本円にして約1,300円）とか1,000ルーブル（約2,600円）では、罰金としては安すぎて意味がなかったのは事実であろう。今

回の、一般市民の組織者の場合は、通常の違反の場合、10,000～20,000ルーブル（約2万6,000～5万2,000万円）、無許可集会等の場合は30,000ルーブル（約7万8,000円）という罰金の金額は、例えば、東京都の「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」³第5条が「主催者、指導者又は煽動者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金」としているの、妥当なのではないかと思われる。交通妨害の場合は50,000～100,000ルーブル（約13万～26万円）、人の健康または財産に被害を与えるような場合や、核施設の近くでおこなうことによって当該施設職員の職務遂行の妨げになったり住民および環境の安全の脅威となる場合は100,000～300,000ルーブル（26万～78万円）だが、これは危険行為なので仕方のないところかも知れない。他方、「会合、集会、集団示威行動、集団行進、ピケッティングについてのロシア連邦法」の修正における問題点は、第5条第4項の(11)で、「公開行事の組織者は、人物確認を困難にするためにとくに用いられている覆面・顔面遮蔽手段・その他の物体を用いないことを含めて、自身の顔を隠さないよう公開行事の参加者に要請しなければならない」という規定の追加である。この規定は、フランスのように公共施設ではすべて顔を覆い隠すのは禁止というよりはましなのかも知れないが、ムスリムの女性等が顔を覆う宗教的文化的伝統を認めないということになる。ただし、この規定は、組織者に対して参加者に要請することを義務づけているだけであって、参加者が顔を覆うことそれ自体を直接的に禁止しているわけではない。この規定が、このように間接的な規定になっているのは、ムスリム等の宗教的・文化的伝統に対する配慮があるためであると推測される。

さて、問題は、この法律改正、すなわち無届集会・デモの参加者に対する罰金を引き上げることが、「集会の自由」や「言論の自由」に対する抑圧になるのかどうか、ということである。重要なのは、集会やデモが許可されないということだが、そのことが問題にならずに、罰金の引き上げをもって、ただちに「集会の自由」や「言論の自由」に対する抑圧だとは必ずしも言えないのではないかと思われる。つまり、集会・デモが原則として許可されているのか、どのような場合に許可されていないのか、そういうことが問題だということである。日本でも、皇居前広場や新宿西口地下広場（実際には地下通路）では集会は許可されないわけで、いつでもどこでも集会が許可されるわけではない。街頭デモも交通との兼ね合いがある。無届集会・デモに対する罰金引き上げは、法律的には、無届集会・デモの実施に対する抑制効果を強化することにはなるが、集会・デモの実施の権利の直接的な抑制や制限にはならない。重要なことは集会・デモの許可・不許可の基準の問題であろう。

すなわち、集会・デモが許可されにくくなる（集会・デモが許可されない地域・時間帯が拡大される）ということや、許可・不許可の判断が恣意的になされるということなどがあれば、それは明らかに集会の権利の制限の拡大ということになり、批判すべきことだと考えられる。したがって、無届集会・デモが実施されているのであれば、その原因が集会・デモがモスクワ市内では許可されないからなのか、もしそうだとしたらなぜ許可されないのか、ということが明らかにされなければならないだろう。

3. 2012年7月20日付「外国機関の職務を遂行する非営利団体の活動の規制に関するロシア連邦の個々の法令の修正についてのロシア連邦法」

2012年7月20日付「外国機関の職務を遂行する非営利団体の活動の規制に関するロシア連邦の個々の法令の修正についてのロシア連邦法」⁴（以下、「2012年7月20日修正法」という）もまた、前述のプーチン政権の内政干渉に対する強い警戒心を背景に制定されたと言える。

この「2012年7月20日修正法」は、「社会団体についてのロシア連邦法」⁵（以下、「社会団体法」という）、「非営利団体についてのロシア連邦法」⁶（以下、「非営利団体法」という）、「ロシア連邦刑法典」⁷、「犯罪的手段により得られた収入の合法化（洗浄）およびテロリズムに対する資金援助に対する対抗手段についてのロシア連

³ http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1012205001.html

⁴ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_132900/

⁵ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_6693/

⁶ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_8824/

⁷ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_10699/

邦法」⁸（以下、「反テロ資金法」という）、「ロシア連邦刑事訴訟法典」⁹の一部をそれぞれ修正する法律である。

「2012 年 7 月 20 日修正法」による修正点のポイントを、とくに「非営利団税法」を中心に見てみよう。

「2012 年 7 月 20 日修正法」により規制が強化された、外国からの資金を得て政治活動をおこなう非営利団体とは、「非営利団税法」第 2 条第 6 項に新たに補足された規定によると、正確には、以下の規定にあるように「政治活動」に参加する「外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体」である。「非営利団税法」第 2 条第 6 項は、その概念を以下のように規定している。

外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体とは、本法では、外国政府、外国の政府機関、国際団体、外国の団体、外国人、無国籍者、もしくはそれらにより全権を与えられている人物から、ならびに（または）それらの財源から資金およびその他の資産を受け取っているロシアの法人（政府の関与する公開型株式会社およびその子会社を除く）（以下、「外国本部」という）から、資金およびその他の資産を受け取っていて、かつ外国本部のためのものを含めてロシア連邦の領域内でおこなわれる政治活動に参加するロシアの非営利団体と理解する。

その設立文書に書かれている目的および任務にかかわらず、政党以外の非営利団体が、国家機関によっておこなわれる国家政策の修正に向けられた国家機関による決定の採択に対して影響を与える目的で、政治的行為を組織し実施することに（財政的方法を含め）、また上記の目的のために世論を形成することに、参加している場合、その非営利団体は、ロシア連邦の領域内でおこなわれる政治活動に参加しているものとみなされる。

学術、文化、芸術、保健、国民の健康の予防および維持、国民の社会的支援および保護、母性および子どもの保護、障害者の社会的支援、健康なライフスタイルの宣伝、体育およびスポーツ、自然保護の分野における活動、慈善活動、慈善およびボランティアの協力分野における活動は、政治活動には分類されない。

このように、「2012 年 7 月 20 日修正法」により規制が強化されたのは、非営利団体一般ではなく、政治活動に参加する非営利団体である。日本の新聞等では、この「非営利団体」を NGO（非政府団体）または NPO（非営利団体）と略しているケースが多いが、日本においても NGO または NPO が何を指すのかということについての一般的共通認識がないため、ロシアでは、各種のボランティア団体、市民活動団体、あるいは「特定非営利活動法人」¹⁰が規制強化されていると誤解される可能性がある。

非営利団体とは、本来、利益の再分配をおこなわない組織・団体一般（非営利団体）を意味しており、営利団体、即ち会社（会社法による）以外のあらゆる団体を意味している。したがって、政党、政治団体、労働組合、PTA、同窓会、社団法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、中間法人、協同組合、地域の自治会なども非営利団体である。非営利団体といっても、おこなう事業あるいはその組織・団体自体を維持するために収益を上げること自体には制限はなく、有給・無給の専従職員を置く団体も多い。ロシアにおいても、非営利団体の概念は同様である。

したがって、「2012 年 7 月 20 日修正法」により規制が強化されたのは、前述のあらゆる非営利団体のうち、政治活動に参加する非営利団体であり、「非営利団税法」第 2 条第 6 項第 3 段にあるように、政治活動に参加しない、学術・文化・環境保護・慈善活動等をおこなう非営利団体は、「2012 年 7 月 20 日修正法」により強化される規制の対象外の非営利団体である。

非営利団体は、ロシア連邦法務省およびその地方出先機関に対して登録をおこなう際に、さまざまな書類の提出が義務づけられているが、「2012 年 7 月 20 日修正法」により補足された「非営利団税法」第 13.1 条第 5 項第 9 号により、「外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体は、本条第 10 項¹¹によって定められている外国組織の

⁸ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_32834/

⁹ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_34481/

¹⁰ 各種のボランティア団体、市民活動団体、あるいは「特定非営利活動法人」は、非営利団体のごく一部に過ぎない。したがって、これらの団体を狭義の NPO という場合もある。

¹¹ 「非営利団税法」第 13.1 条第 10 項は、「2012 年 7 月 20 日修正法」により補足された条項で、「国家登録のために提出される外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体の書類を含む資料が、外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体の登録簿となる。その管理は管轄機関によっておこなわれる。上記の登録簿の管理の手続きは管轄機関によって定められる」というものである。

代表機関の役割を持つ非営利団体の登録簿に当該非営利団体を含めることについての届出書」を新たに提出しなければならないとされた。すなわち、「外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体」は、自ら「外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体」であることを届け出なければならないということである。

要するに、「外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体」であることを隠してはいけないということであるが、それゆえ、「2012年7月20日修正法」により補足された「非営利団体系」第24条第1項第5段では以下のように規定されている。

外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体によって、マスメディアを通じて、および（または）情報通信網「インターネット」を利用して、発行され、および（または）配布される文書には、それらが外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体によって発行および（または）配布される文書であることが記載されなければならない。

また、非営利団体は、ロシア連邦法によって定められた手続きで会計報告等をおこなわなければならないが、「2012年7月20日修正法」により、「非営利団体系」第32条第1項第1段に以下の規定が補足された。

外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体の年次会計（財務）報告および（ロシア連邦の国際条約によってその他の定めがない限り）外国の非営利非政府団体の支部組織の年次会計（財務）報告は会計監査を受けなければならない。

また、これに関連して、「非営利団体系」第32条第3項は、

~~本条第3.1項に挙げられている場合を除いて、非営利団体は、その活動および指導機関の構成員についての報告を含む書類、ならびに国際団体、外国の団体、外国人、無国籍者から受け取ったものを含む資金の支出およびその他の資産の利用についての書類を、管轄機関に提出しなければならない。上記の提出書類（監査報告書を除く）の形式およびその提出の期間は、管轄の連邦執行権力機関によって決定される。~~

という1段の規定から、以下のような2段の規定に修正された。

本条第3.1項に挙げられている場合を除いて、非営利団体は、その活動および指導機関の構成員についての報告、ならびに外国本部から受け取ったものを含む資金の支出およびその他の資産の利用についての文書を、外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体は、それらに加えて監査報告書を、管轄機関に提出しなければならない。その際、外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体によって提出される文書には、外国本部から受け取った資金の支出およびその他の資産の利用の目的について、ならびに実際の支出および利用についての資料が含まれていなければならない。上記の提出書類（監査報告書を除く）の形式およびその提出の期間は本項第2段によって定められる期間を考慮して、管轄の連邦執行権力機関によって決定される。

外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体は、その活動および指導機関の構成員についての報告を含む文書を半年に1回、外国本部から受け取ったものを含む資金の支出およびその他の資産の利用の目的についての文書を四半期に1回、監査報告書を年に1回、管轄機関に提出する。

なお、「非営利団体系」第32条第3項の最初の「本条第3.1項に挙げられている場合を除いて」とあるのは、第3.1項に従って、構成員が外国人および無国籍者でなく、外国の団体の支部組織でもなく、しかも年間300万ルーブル未満の収入しかない非営利団体は除く、という意味である。

このほか、会計監査に関連して、「非営利団体系」第32条第4項には、新たに以下の内容の第2段および第3段が補足された。

外国の非営利非政府団体の支部組織は、ロシア連邦の国際条約によってその他の定めがない限り、ロシアの監査法人（ロシアの公認会計士）から受け取る監査報告書を、年1回、管轄機関に提出しなければならない。

管轄機関は、情報通信網「インターネット」上の公式サイトに、外国の非営利非政府団体の支部組織によって提出された資料を掲載し、または公表するためにマスコミにそれらの資料を提供する。

以上のように、外国からの資金を得て政治活動をおこなう非営利団体に対する規制の強化は、主として、外国団体の支部組織であること、外国からの資金を得ていることを明示し、会計報告等の各種届出を厳格におこなう

こと、会計監査の実施を求めたものである。「外国組織の代表機関の役割を持つ」という部分が、「外国のエージェントのファンクションを遂行する」と読めるために、日本の新聞等では、「外国のスパイであることを名乗らなければならない」と伝える報道もあるが、「外国のエージェント」という用語は、ソ連崩壊後の市場経済化以降は、「外国企業の代理店(人)」という意味で日常的に使用されているので、「外国のスパイ」と解釈するのは、「悪い冗談」に過ぎないとも言えるが、登録手続きが煩瑣となり、会計監査等が義務づけられたことは、外国からの資金を得て政治活動をおこなう非営利団体が制度改悪だと主張するのも頷けるところではある。

もっとも、わが国の「政治資金規正法」第 22 条の 5 は、政治団体¹²および公職の候補者などが、外国人および外国法人、外国人または外国法人が株式の過半数を所有する株式会社等からの寄付を受け取ることを禁止しており、その違反は、同法第 26 条の 2 第 3 項により、「三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金」とされている¹³。その点にのみ着目すれば、ロシアのほうが寄付を禁止していないのであるから、規制は緩やかであると考えられることもできよう。

ちなみに、ロシアにおける関連の罰則規定は、「2012 年 7 月 20 日修正法」により、「ロシア連邦刑法典」第 239 条第 2 項で新たに以下のように規定された。

その団体またはその団体の指導部もしくは支部組織の活動が国民の義務の遂行の放棄を促すことまたは違法行為を伴うような非営利団体（外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体を含む）または外国の非営利団体の支部組織の創設は、200,000 ルーブル以下もしくは受刑者の 18 ヶ月以下の労賃もしくはその他の所得相当額を罰金として課せられるか、または 3 年以下の自由制限もしくは強制労働もしくは自由剥奪が課せられる。

また、新たに第 330.1 条でも、

1996 年 1 月 12 日付第 7 号「非営利団体についてのロシア連邦法」第 13.1 条第 10 項に定められている外国組織の代表機関の役割を持つ非営利団体の登録簿に含めることが必要な書類の提出に関する義務の遂行の悪質な回避は、300,000 ルーブル以下もしくは受刑者の 2 年以下の労賃もしくはその他の所得相当額を罰金として課せられるか、または 480 時間の義務労働もしくは 2 年以下の矯正労働もしくは自由剥奪が課せられる。

と規定された。

以上のように、罰金は、200,000 ルーブル以下または 300,000 ルーブル以下であるので、日本の政治資金規正法とほぼ同様ということができ、非常に高額というほどではない。とはいえ、「2012 年 7 月 20 日修正法」の発効は、公表の 120 日後とされているので（第 6 条）、署名された 2012 年 7 月 20 日の翌日から数えて 120 日目の 2012 年 11 月 18 日が発効日である。それからすでに 4 ヶ月近く経過した 2013 年 3 月 5 日段階で、登録を申請した外国の非営利団体のうち、登録された団体が 13、登録を拒否された団体が 60 となっており¹⁴、この修正の結果、非営利団体の登録が厳格化されたことは明らかであり、その意味では規制強化は成功していると言えよう。

第 2 次プーチン政権（第 2 次第 1 期 2012 年 5 月 7 日～2018 年 5 月 7 日、第 2 次第 2 期 2018 年 5 月 7 日～）の内政のいくつかの論点を検討することを通じて、暫定的な結論として、第 2 次プーチン政権においては、一般的な野党あるいは反政権運動に対する規制を強化するというよりは、外国からの干渉に対する警戒心が強まっていると言える。

2005 年 12 月の「NGO 関連法」の修正時に見られたような法修正に対する外国からの影響があったのかどうかについては、より詳細な検証が必要であるが、2012 年の修正については、国内報道を見る限りそのようなことはなかったように思われる。

¹² 「政治資金規正法」は、その第 3 条において、「政治団体」を、①「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」、②「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」、③「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」もしくは「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」などの活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体、と定義している。

¹³ http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC100000194

¹⁴ ロシア連邦法務省の登録された非営利団体検索ホームページ (<http://unro.minjust.ru/NKOs.aspx>)。